

留学生交流クラブ会則

第1章 総 則

(会の名称)

第1条

本会は「留学生交流クラブ」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本会は、在日留学生と日本人の交流を通し、相互の親睦と理解を深め、市民レベルでの国際親善を行うことを目的とする。

(業務)

第3条

本会は次の業務を行う。

1. 在日留学生と日本人の交流活動
2. 留学生に対する援助・協力活動
3. 会員相互の親睦活動
4. その他本会の目的を達成するために必要な業務

(事務局)

第4条

本会の事務局は、株式会社アミックス本社に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条

1. 本会の会員は、日本人会員及び留学生会員とする。
2. 本会は、役員会の承諾を得た者を会員とする。
3. 退会の可否は役員会の議により、本会の会員たる地位を失う。

第3章 役員

(役員)

第6条

1. 本会には次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、顧問 1名
- 3、副会長 2名以内
- 4、幹事 若干名

2. 本会は活動にあたって必要とする名誉顧問、参与を置くことができる。

(役員を選出)

第7条

1. 本会の役員は、日本人会員の中から選出する。

(役員を選出方法)

第8条

第6条及び第7条に定める役員は、役員会において選出する。

(任期)

第9条

本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第10条

本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長は、本会を代表し会務を掌理し会務を執行する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- 3. 会長、副会長、幹事は、役員会を組織し会務の重要事項につき決議する。